

令和元年度 第3回佐倉市公民館運営審議会 会議録

日時：令和2年1月22日（水）午後1時30分～午後3時15分

会場：佐倉市立白井公民館

出席者：慶田康郎委員長 村上勲副委員長

三村宏治委員 鷹野千恵子委員 松崎裕美子委員 藤崎言行委員

浅井俊彦委員 林義之委員 日向和夫委員 安保昌浩委員 佐藤光雄委員

鵜崎金次委員 片山喜久子委員（13人）

事務局：中央公民館長・猪股佳二 和田公民館長・山口正則

弥富公民館長・塚本貞仁 根郷公民館長・櫻井理恵

志津公民館長・土佐博文 白井公民館長・曾山澄雄

社会教育課長・高橋慎一 白井公民館主査・山本義明

中央公民館主査・室岡秀樹 中央公民館主査補・長沢泉

【目次】

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 令和2年度公民館事業に向けて
 - (2) 佐倉市民カレッジの制度改正について
- 4 その他
 - (1) 佐倉市民カレッジ事業評価について
 - (2) 令和元年度公民館事業評価について
 - (3) 和田公民館屋内アスベスト疑念における見解について
- 5 閉 会

【会議録】

- 3 議 事
 - (1) 令和2年度公民館事業に向けて

中央公民館 猪股館長：

傍聴を受け付けましたところ、傍聴の申し出はございませんでした。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

佐倉市立公民館の管理運営に関する規則第14条第3項で、委員長は会議を総理すると定めておりますので、慶田委員長にこの後の議事の進行をお願いいたします。

慶田委員長、よろしくお願いいたします。

委員長：

本日は篠木委員、平野委員の2名の方が所用で欠席となっております。今回の会議録の署名につきましては、名簿順で鵜崎委員と片山委員をお願いいたします。

始めに、「令和2年度公民館事業に向けて」について、各館長から順番に説明をお願いいたします。また、質問につきましては、6館の説明が終了したときをお願いいたします。また、各館の館長は要点を絞り簡潔に説明をお願いいたします。

猪股館長：

中央公民館長の猪股でございます。

令和2年度中央公民館事業について説明いたします。資料の1～3頁になります。

1頁をご覧ください。当館の現状と課題、努力目標、主要事業を記しています。毎年、課題として報告しております利用件数・利用者数の減少ですが、利用件数は平成21年度の7,105件をピークに前年度比数%の割合で減少しております。利用者数は平成14年度の150,408人をピークに前年度比数%の割合で減少しております。なお利用者数は各部屋の利用人数の延べ人数であり、入館者数ではありません。

主要事業として「市民カレッジ事業」と「小学生夏休み昆虫観察会」について説明いたします。

「市民カレッジ事業」は、平成29年度から3年度連続で定員割れが生じております。今年度は周知・宣伝方法を見直し、1年生93人が入学しました。

令和2年度も町内会掲示板・民間施設等でのポスター掲示を行い、周知に努めてまいります。

また、高齢化に対応して専攻課程の「ゆっくり元気コース」の学習内容を見直し、運動強度を下げる方向で調整しています。高齢化による体力の個人差に考慮いたします。

「小学生夏休み昆虫観察会」は、今年度の新規事業で、千葉県立中央博物館の元職員を講師に迎え、カブトムシ・クワガタムシが観察できる当館敷地とその周辺をフィールドとする予定です。

2・3頁をご覧ください。令和2年度の事業計画案でございます。今後、追加・変更する場合がございます。ご承知おきください。

当館では、5月から翌年2月にかけて「市民カレッジ事業」を毎週4日実施しているため、青少年事業は、夏休みに集中して実施しております。

「小学生夏休み昆虫観察」、「たまねぎ染め体験」、「ファミリーコンサート」、「佐倉学講座藍染体験」、「もちよりカレーの日」、SNSは、今年度新規事業として実施したものです。

2頁の青少年事業の「夏休み宿泊体験事業」は、これまでの「通学合宿」を見直し、当館を会場に実施する予定です。これまでの「通学合宿」では、部活動の朝練習を前提とした朝食調理のため、早朝起床を余儀なくされ、昼間の授業に支障を来すこともありました。夏休みに実施することでこの問題は解消できます。

いわゆる貸館事業は、今年度と同様に9時から21時、月曜日は17時まで予約を受け付けております。平日の夜間は、シルバー人材センターの管理員2名、土・日曜日と祝日は、当番職員1名と施設管理員またはシルバー人材センター委託の管理員の2名で対応いたします。

中央公民館の令和2年度事業のご説明は以上です。ありがとうございました。

和田公民館 山口館長：

和田公民館の山口と申します。

和田公民館の令和2年度事業について説明いたします。

資料の4頁をご覧ください。和田公民館の立地する和田地区は面積が佐倉市の14%にあたる約14.4km²、人口は令和元年12月末現在佐倉市の約1%にあたる約1,780人であり、昨年の台風で田畑や山林に甚大な被害を受けました。区域内には高崎川など印旛沼へ注ぐ河川が流れていますが、田畑や山林は天然の洪水調整機能を有しています。昨年の台風では、JR佐倉駅の線路が水没して鉄道網が麻痺してしまいましたが、今後も地球温暖化で大型のスーパー台風による自然災害が心配されています。河川の水位が上昇し

ますと、市街地では雨水排水が水路を逆流して内水氾濫を起こしてしまいます。このような災害を防止するには、河川の上流にある農村地域の洪水調整機能を強化する必要があります。しかし、和田地区は過疎化のため、田畑や山林の荒廃が進んでいますので、和田公民館の事業が地域振興や環境保全に少しでも役立てば幸いと考えております。

次に、当館の現状と課題について申し上げます。当館は昭和50年3月の供用開始から約45年が経過しており、施設の老朽化が顕著となっております。館内には和田学童保育所が併設されており、和田小学校の児童の半数が在籍していますので、建物の安全性維持が重要と考えております。

また、地域の人口減少と少子高齢化のため、施設利用者や事業参加者が減少しております。その中で当館は、郷土の風土づくりを考えてまいりたいと思います。郷土の風土は「風の人」（地域外から来て新しい風を呼び込む人）と「土の人」（地域に昔から住む人）が作り出すといわれています。ふるさとの振興は「風の人」を呼び込むことが大切だと思いますので、地区外の方に和田公民館をご利用いただくことで利用者減少に歯止めをかけるとともに、地域の風土づくりを進めてまいりたいと思います。

次に主要事業について説明いたします。「和田剣道教室」は、主に和田小学校の児童を対象にしており、剣道を通して心身の健全育成を図る事業です。創設から30年以上の歴史があり、和田公民館を代表する主要事業となっております。従来は和田小学校の児童が主な参加者でしたが、児童が減少する中で存続が難しくなっております。和田小の児童は中学校に進学すると少数派になってしまい、小学校時代の友達とも別のクラスになるため心細く感じるそうですので、今後は、他の小学校の児童にも「和田剣道教室」へ参加してもらい、和田小の児童が中学校に進学しても安心できるような友達の輪を広げる場にまいりたいと考えております。

「和田地域学」は、佐倉市民に和田地区への関心を高めてもらう講座です。変わりゆく農村集落の姿を通して、高層マンションや大規模商業施設の対局にある「もう一つの佐倉市」を多くの市民に知っていただき、未来の都市計画や農業振興について良い知恵をいただきたいと思います。もちろん和田地区は美味しいお米・落花生・大和芋などがたくさん収穫されますので、多くの市民に新鮮な食材の産地が身近にあること知っていただくこともまた、「和田地域学」の重要なテーマとなっております。

次に、事業計画について説明いたします。資料5頁をご覧ください。家庭教育につきましては、和田小学校や和田幼稚園と連携を図りながら、「子育て教室」や「楽しく家庭教育講座」を実施してまいります。

青少年教育につきましては、「剣道教室」、「軽スポーツ大会」、「夏休みおもしろ体験教室」などを実施してまいります。

成人教育につきましては、「和田地域学」、「手芸教室」、「和田工芸講座」などを実施してまいります。

団体育成につきましては、「和田小PTA民俗資料収集委員会」などを支援してまいります。

広報展示活動につきましては、分館である和田ふるさと館歴史民俗資料室の充実に努めてまいります。

個々の事業は、従来の継続性を配慮してまいりますが、特に事業全体を通じて3つのテーマに配慮してまいりたいと思います。

第1のテーマは「ソリューション（問題解決）」です。多くの市民は日常でいろいろな課題を抱えています。地域のまちづくりの課題、子育ての悩み、友達との関係、認知症防止などいろいろありますが、公民館がそうした皆様の課題解決の糸口を見つける場になれば幸いです。

第2のテーマは「コミュニケーション（交流）」です。こうした各自の抱える課題を解決するには、一人で悩んでいるよりも多くの人と交流し、話し合い、新しい知識を学ぶ中で課題解決の糸口を探していく方が効果的です。例えば全国に100万人以上いるという引きこもりの方々の中には、「私は生きることが楽しくない」とおっしゃる方がいます。それならば、「生きることが楽しい」と感じる何かを見つけることがその方の人生の課題ですので、公民館の事業に参加していただいて仲間と出会い、孤独から解放される糸口を見つけていただければ幸いです。

第3のテーマとして「リラクゼーション（くつろぎ）」を考えていきたいと思っています。社会心理学に「サードプレイス」という概念があります。人は第一の場所である家庭と第二の場所である職場・学校の間で日常生活を送っていますが、そのどちらにも属さない自分だけの居心地の良い第三の場所「サードプレイス」でほっとひと息落ち着きたくなるものだと思います。欧米ではそれが教会や酒場であったりしますが、公民館もそういう場所になるのではないかと思います。そうした意味で、市民の皆様にも、公民館を家庭や職場と異なる新しい自分らしさを演出する場として、そしてほっとひと息つけるくつろぎの場としてご利用いただきたいと思っています。

以上、個々の事業については、そうしたテーマを考えながら進めてまいりたいと思います。令和2年度の事業説明を終わらせていただきます。

弥富公民館 塚本館長：

弥富公民館の塚本でございます。

令和2年度の公民館事業ということで説明をさせていただきます。

資料の方は7頁～9頁となります。

7頁は現状と課題、努力目標です。こちらは、内容は昨年と同じものを掲げさせていただいていますが、施設が築10年を経ちまして、少しずつ手が入ってくる形になっておりますので、長く良い学習環境を提供するために、施設管理を重点的に行うための長期管理計画を今年度作りました。それを修正しながらより良い学習環境の提供を継続あるいはしやすくなる形で進めています。また、人口が若干減りつつある状況と、高齢化が進んでいる地域がございますので、令和2年度は、各種事業で大勢人を集めるよりは、内容の質を重視した事業展開を考えております。

主催事業の目玉として2事業を挙げさせていただきました。

「プログラミング体験」はプレ的に今年度行いましたが、これからの子どもたちに身につけてもらいたい科学技術・考え方といったものの一つとしての重要なスキルとなってまいりますので、これを是非定着させていきたいと、講座として2回を考えております。また、応募状況によっては「パート1」「パート2」というステップごとにするか、1回目で応募に応じきれなかった子どもたちを2回目に受講させるかを、様子を見て進行させたいと考えております。

また、「明寿大学歴史講座」は成人向け講座ですが、良いものを次の世代に伝えて自分たちの郷土に対する自信を深めてもらいたく、来年度で4年目になりますのでそろそろ定着を図るための素材を皆様に提供し続けていけたら良いと考えております。

各種事業は8頁～9頁ですが、次年度は今申し上げました「プログラミング体験」を重点的に行います。奥が深いものですから、参加者にしっかりと内容を理解していただいて、今後大人になる時までスキルとなっていく考え方を身につけてもらうきっかけを提供したいと考えております。また、「クリスマスコンサート」は今まで試験的に行っていますが、地域の若い世代や子どもだけでなく高齢の方も一緒に歌うという、そういうきっかけを定着させて交流を深めていけるような機会を提供しようと考えております。

また、成人教育では、「地域防災講座」について、次年度からの定着を念頭に置いて考えています。昨年の風水害では、隣接している小学校が避難所として開設され、事実上、公民館職員が中核となって運営しておりました。そのため、しっかりと体制を小学校や防災担当課と作っていきませんが、地域の皆様にも深いスキルや情報を提供し、より困難に立ち向かいやすい環境にしていきたいと考えております。

佐倉学の「明寿大学」は先ほど申し上げましたが、「弥富を歩く」はそれらの講座で学んだことを現実的に見せる場として、地域内外の方に、佐倉・弥富に深く関心を持っていただいている方と歩こうと考えております。

計画については、皆様のニーズが高いものあるいは残していきたいものを重点的に構成することを考えています。以上でございます。

根郷公民館 櫻井館長：

根郷公民館長の櫻井でございます。

令和2年度の根郷公民館事業に向けてを説明させていただきます。

資料10頁をお願いいたします。まず、現状と課題ですが、根郷公民館は建設から25年を超え、老朽化による設備の不具合が目立つようになりました。今年度は、運営に支障は出ませんでした。台風により一部建物に損害が生じるなど、修繕が必要な状態が続いております。

また、利用者につきましては、高齢化が進んでおり、会員数が減少してきているサークルも多いと伺っています。根郷地区には、一部ですが、若い世代の転入が増えている地域もございますので、幅の広い世代にご利用いただけるような施設の整備と事業実施を努力目標としております。公民館で活動している各地域団体との連携を密にして、活動やつながりの起点、橋渡し役となれるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、根郷公民館の主要事業といたしましては、根郷寿大学でございます。来年度には50周年を迎える事業でございますので、課題を整理して新たな検討を行ってまいりたいと思います。

続きまして、11頁をお願いいたします。来年度の個別事業につきまして、基本的には今年度を実施した事業を、反省点を踏まえながら、継続していきたいと考えております。主なものを説明いたしますと、まず、家庭教育の「ちば探訪」は今年度から始めた事業です。今年度は野田市の醤油工場と郷土博物館を見学いたしました。来年度の見学先は未定ですが、学校の夏休み期間中に自然や史跡、文化等、親子で学べる社会見学の講座を行う予定でおります。

青少年教育におきましては、引き続き「防災キャンプ」を行う予定です。来年度は東京オリンピックの関係で7月・8月の祝日に変更になっておりますので、日程につきましては、現在、調整を行っているところです。

成人教育では、「シニア向け健康づくり講座」を行います。この講座は10年近く続いている講座ですが、毎年大変人気があり、今年度は受講生の中から継続したいとの声があり、講座終了後にサークルができ、引き続き活動を行っております。

その他、根郷地区青少年育成住民会議や、南部地区子ども会育成会連絡協議会などの団体育成や、広報事業、図書事業等につきましても、引き続き充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

志津公民館 土佐館長：

志津公民館長の土佐でございます。「令和2年度志津公民館事業に向けて」についてご

説明させていただきます。

資料の13頁をお願いします。現状と課題ですが、講師の先生も以前よりお願いしている方の高齢化が進んでおり、新しい講師を発掘することが必要となってきました。また、事業についても同じ内容が続いているところもありますので、見直しを進めていく必要があるとも考えております。

令和2年度の事業につきましては、今年度実施した事業内容を総合的に検証したうえで、計画を進めている状況です。

努力目標は、令和元年度と同じく、掲載いたしました4点になります。志津公民館が入っております志津市民プラザは複合施設であり、その機能を効果的に発揮するため、引き続き他の施設との調整を図り、適切な管理運営をまいります。

次に主要事業についてです。しづ市民大学は、平成2年度から開設しており、令和2年度で第31期となります。令和元年度は、令和元年4月15日号の「しづこうみんかんだより」で募集したところ、定員154名のところ200名を超える応募があり、コースによっては抽選により受講者を決定しました。5月25日に開講式を挙行し、現在16回から17回を修了し、2月22日に学習発表会と閉講式を実施する予定です。現在は「しづ学入門」「健康とくらし」「趣味道楽入門」「おやじの食事学」の4コースです。受講料は無料で、保険代、材料費などは実費負担となっています。令和2年度も、同じ4コースにより実施する予定です。回数は、各コース19回実施する予定で、全体の交流を図るため、令和2年度は元年度と同様に合同バスハイクを実施する予定です。

効果についてですが、修了した方たちの中には、サークルを立ち上げたり、既存のサークルに入会したりして、地域のお祭りなどに参加するなど、公民館の事業に協力をいただいております。

次に志津公民館祭でございます。志津公民館祭は旧志津公民館が昭和48年に建設された翌年の昭和49年から開催しており、非常に長きに渡って継続されています。公民館利用サークルの代表者から実行委員を選出して組織し、運営を行い、日頃の学習の成果の発表、展示などを行っております。展示・発表などを行わなくても、スタッフとして受付、準備、後片付けを手伝ってくれているサークルもあります。屋外では、テントを設営して食べ物などを販売しています。また、工作、絵画、うどん作り、茶道など子どもが楽しんで体験できるコーナーも設けています。このような事業を通して、団体同士や地域の皆様との交流を深め、学習活動・地域活動の啓発を図っています。令和元年度は、10月18日から20日の3日間開催しました。残念ながら天気にも恵まれなかったため、昨年度よりも少ない3,340人の来場者でした。

令和元年度は西志津ふれあいセンターが7月から工事のため使用できなかったため、志津公民館祭とは別に、西志津ふれあいセンターを使用し、6月8日から9日に「志津公民館活動サークル・ふれセン発表会」として展示・発表会を実施いたしました。

令和2年度の第47回志津公民館祭については、10月16日から18日の3日間、志津公民館、西志津ふれあいセンターの2会場にて実施する予定です。しかしながら、公民館利用サークルの方も年々高齢となっており、体力的に参加できないサークルも出てきている状況にあり、模擬店も以前より少なくなってきました。このような状況のなか、いかに参加サークルを増やしてゆくのかが課題となっております。

その他の事業についてですが、14頁をお願いします。家庭教育では、2歳児と親の教室「ほっぼちゃんのお家へいこう」（全8回）、青少年教育では、小学生を対象とした工作、科学、自然などを学ぶ「志津子ども教室」（全6回）や、下志津小学校を対象とした「地域交流合宿」、成人教育では「佐倉学入門講座」として、井野長割遺跡を学ぶ（全4回）・佐倉道（全5回）を実施してまいります。

最後に、広報活動でございます。志津地区の各世帯に向けて、公民館だより「しづ」を年2回（4月・10月）発行する予定です。発行にあたっては、志津公民館事業の案内・情報などを提供することで、公民館への理解と認識を深めていただいております。また、各事業の参加者募集も、公民館だよりでおこなっているところでございます。

志津公民館の令和2年度事業は以上でございます。

臼井公民館 曾山館長：

臼井公民館館長の曾山でございます。

令和2年度の臼井公民館事業に向けてのご説明させていただきます。資料の16頁をお願いいたします。

はじめに、現状と課題でございます。以前は60歳でありました定年が延長され、再雇用等で働く方が増加するなかで、臼井公民館におきましても、「コミュニティカレッジ」をはじめとした主催事業への参加者の高齢化、減少という傾向がございましたが、令和元年度につきましては、コミュニティカレッジの学習日を平日に変更したほか、公民館利用者に直接主催事業のご案内チラシをさしあげるなど、広報活動を推進し、各事業概ね定員に近い参加者の応募が得られたものと判断しております。

また、課題として、施設の老朽化をあげておりますが、平成13年度に実施した大規模改修から既に18年が経過し、今年度も空調室外機のオイル漏れが発生し、事務室系統で暖房が効かない期間が生じるなど、故障が多く発生しており、設備の更新を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、努力目標でございます。4つほど掲げておりますが、市民に親しまれ活用される公民館、市民の学習支援、各講座の充実、市民音楽ホール・図書室と連携した事業の実施などを重点に推し進めてまいりたいと考えております。

次に、主要事業でございます。臼井公民館におきましては、平成25年度から2年制の市民大学として「コミュニティカレッジ」を開校しており、令和2年度には第8期生を迎え入れる予定でございます。先ほどもお話いたしました、応募者の減少傾向が続いておりましたが、昨年度、新入生の学習日を平日の金曜日にするとともに、修了の条件である出席率を8割から7割に引き下げるなど、運営面の見直しを行った結果、令和元年度入学の第7期生におきましては、30名の応募があり、4年ぶりに定員を満たすことができました。

事業の効果でございますが、昨年8月に実施した、第5期修了生へのアンケート結果では、回答があった13名のうち12名が何らかの地域活動に従事していただいているということでございましたので、事業効果は大きいものと判断しております。

続きまして、臼井公民館の事業計画（案）をご説明させていただきます。

資料の17頁をお願いいたします。はじめに、家庭教育でございますが、臼井公民館では図書室・市民音楽ホールとの複合施設であるという特徴を活かしまして、例年同様、子ども向けの絵本の読聞かせなどを行う「おはなし会」を月1回、開催する予定でございます。5歳からを目安としておりますが、希望があった場合には5歳未満のお子様にも参加いただけるようにいたします。また、ストリートオルガンコンサートにつきましても、小さな子どもさんから高齢のかたまで演奏を鑑賞いただくとともに、オルガンのハンドルを実際に回して、音を奏でる体験もしていただいております。こちら、来年度も引き続き実施してまいります。

次に、青少年教育でございます。夏休み期間中に開催し、ご好評をいただきました、水辺観察会「夏休み子供水辺探検ツアー」、「バック・ステージ・ツアー」、「星空観察教室」、「おもしろ科学実験教室」は、来年度も実施する予定でございます。

新しく実施する事業といたしましては、「こどもコマ大戦」がございます。小学生を対象といたしまして、何層かの金属製の大小のパーツを組み合わせてコマ作成し、実際に回して友達同士で対戦をしていただくもので、11月の土・日・祝日に開催したいと考えております。

続きまして、成人教育事業でございます。コミュニティカレッジ以外以外では、佐倉学におきまして、入門講座となるバスハイクを10月頃、臼井の歴史・文化などを学んでいただく専門講座「ふるさと臼井を知る」を10月～12月頃に予定しております。

続きまして、資料の18頁をお願いいたします。「ちょっといいとこ見て歩き」につきましては、これまで、佐倉学の枠組みで実施していましたが、来年度は、佐倉ということに限定せず、近隣市町の歴史・文化などにも目を向けた形で実施してまいりたいと考えております。「防犯講座」につきましては、新たな事業でございます。近年多発している振り込め詐欺などの犯罪に高齢者の方が巻き込まれないよう、知識を身につけていただきたいと考えております。

団体育成等につきましては、今年度と同様の事業を予定しております。

広報・展示活動につきましては、公民館だよりはこれまで600部の印刷部数でしたが、運営審議会でのご意見も踏まえた中で1,300部に増刷し、自治会回覧なども活用しご覧いただけるようにしたいと考えております。

令和2年度臼井公民館の事業計画（案）の説明は以上です。

委員長：

ありがとうございました。只今、各公民館から、令和2年度の事業について説明をいただきました。これについてご質問がありましたら、お願いいたします。

私の方から一つ、お願いがあります。各公民館から現状と課題を記載していただいておりますが、その課題について、次回で良いので、どのように進められたかを説明いただければありがたいです。

特に志津公民館と弥富公民館において、ほとんどの公民館が建物・施設・設備の老朽化が進んでいることを皆さん書いていらっしゃる訳ですが、これは令和2年度でどのように進められたかを説明していただけたらありがたいと思います。

その他、設備関係でなくても、問題点について見直しを進めていくことも記載されている公民館もございますね。どういう見直しをされたのかを説明していただくとありがたいです。

その他、何かご質問はありますか。

委員：

今のに関連して、予算がはっきり付けば、各公民館からすれば次回に説明できる問題もある訳でしょう。

猪股館長：

私どもの中央公民館もかなり施設等が古くなっております。ご存知の方もいると思いますが、予算は経常経費と臨時経費に分かれております。経常経費は常日頃のランニングコスト的な一般的な予算で、その中に割り当てられている修繕費の範囲内でできるものは対応しております。ただし、大きな修繕—工事になってしまうものが必要になりますと、臨時予算で対応することになります。各館とも大きな工事につきましては臨時予算で要求をしていきますが、なにぶん必ずしも認められる訳ではありません。もうしばらくのいでのほしいということで、認められない場合もあります。

委員長：

ありがとうございました。行政の場合はやはり予算を確保してから進みます。予算が取れないとなかなか進まないと思いますが、そこは例えば予算申請を出して何年度から決まったということがはっきり判れば良いと思います。

委員：

中央公民館の（資料）3頁の令和2年度事業計画「団体育成」に、「中央公民館利用グループ懇談会」があります。利用団体代表者約200団体と、とてつもない数が書いてあります。これを3月に1回予定するというので、交流を図りながら公民館活動の在り方について懇談する旨が書いてありますが、この懇談会は令和2年度で初めて行いますか。それとも、これまで何度も行っていらっしゃるのでしょうか。

猪股館長：

毎年行っております。

委員：

とすれば、その中で、改善だとか不便だとかいろいろな意見が出ると思います。そういう意見が公開されることはありますか。

猪股館長：

会議形式ではありませんので、会議録という形で公開はしておりません。

グループ懇談会の内容につきまして、私どもの中央公民館は他の5館と違って、貸館の抽選制を行っておりません。部屋の数が比較的多いこともございますので、「定期利用制度」をとっております。これは、「第〇週の〇曜日の〇時～〇時」をある団体が恒常的に使用する権利を、月あたり2回認めております。まずその割振りをする作業があるので、皆様でお話をします。ほとんどが棲み分けがされている訳ですが、時折競合する場合がございます。そうしますとその場でお話をさせていただいて、どちらかに空いている曜日・時間帯に移っていただくなど、融通をつけながら、定期利用制度を維持できるようにしております。

部屋の割振りの他にも、公民館の利用についてこちらからお知らせすることがあります。例えば、平成31年度の場合ですと、衛生上の問題から、調理室を土足禁止（スリッパ持参）にしました。そのような新しいルールや、施設利用有料化の説明などを説明しています。

もちろん、利用団体からのご要望があれば、その場で意見を言っていただき、その場で答えできるものは答えております。

委員長：

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

委員：

はい。

委員長：

その他、何かございませんか。

副委員長：

意見ではなく感想として言わせていただきたいです。和田公民館と弥富公民館で子どもた

ちの事業として「剣道教室」と「プログラミング体験」がありますが、和田小学校・弥富小学校とも小規模特認校だと思います。こうしたことを公民館で行っていただくのは、私は非常にありがたいと思います。

学校でも、そういうことを小規模校として売りにできないか。例えば剣道ならば剣道で、それらを学校の売りに出来ないか。放課後は確か子どもたちは送り迎えだと思うので、顧問の先生が付いて何人かの子どもを毎日のように指導できる。そうすると、要するに塾に行っているようなものですね。音楽やダンスはやっていると思うが、プログラミングでも剣道でも、普通の部活よりさらに充実したものが、学校側からできるのではないかと。それに公民館も協力して、地区の活性化をする。小規模の学校は何か一つ特色を持たせないと。一点豪華主義と批判する人もいますが、私の経験ではそうしないとなかなか学校の活力が出なかった。

これは感想として言わせていただいたことで、違う機会に、学校側にも考えてもらう、こういう取り組みを行ってもらうことは大事なことだと思いましたので、話させていただきました。

委員長：

ありがとうございました。

(2) 佐倉市民カレッジの制度改正について

猪股館長：

中央公民館長の猪股でございます。

「市民カレッジ事業」の制度改正についてご説明いたします。資料は、「令和2年度公民館事業に向けて」の次をご覧ください。

令和2年度から公欠制度と有料公開聴講制度の実施を検討しております。

最初に公欠制度です。市民カレッジでは、セカンドライフにおいて地域で活動する人材を育成することを目的の一つとして掲げています。

しかし、町内会・自治会・地区社会福祉協議会等の地域活動や市が委嘱した各種審議会に参加するために市民カレッジの学習を欠席しなければならない場合があります。市民カレッジがあるために地域活動に参加できないのでは本末転倒になってしまいます。参加者の地域活動と市民カレッジが両立するように公欠制度の基準を明示していきたいと思っております。

また、インフルエンザのような感染症に罹患した場合や近親者の忌引のように学校教育でも認められている事例も対象としました。

続きまして有料公開聴講制度でございます。市民カレッジは4年間で前半の1年・2年をであい課程、3年・4年を専攻課程としております。専攻課程の3年・4年生の講義形式の学習を有料で市民カレッジ参加者以外にも提供することを検討するものです。市民カレッジの周知、卒業生や市民カレッジ参加者以外の受講希望に対応することを目的としています。

市民カレッジの学習は、1・2年のクラスと3・4年のコースの学級形式を採用しているためワークショップやグループワークのある学習、参加型・実習型の学習は、この制度の対象としておりません。

また、であい課程1・2年生は、使用する部屋の定員の制限を受けるため現状では聴講制度の対象としていません。

市民カレッジ事業の制度改正についてのご説明は以上でございます。

委員長：

只今、市民カレッジの制度改正について説明をいただきました。これについてご質問はございませんか。

委員：

私は市民カレッジの2年生です。市民カレッジ運営委員会が無くなって、その役割を公運審に移行したというのも分かったような分からないような感じがいたします。例えば根郷寿大学では運営委員会があつて（寿大学を）運営しています。市民カレッジのことを一番良く知っているのは市民カレッジ生ですから、そこである程度揉んでもらうのが一番良いのではないかと思います。それは運営委員会についての感想ですので脇に置いておきます。

まず、公欠制度は大変良いことだと思います。是非取り入れていただきたいです。一応、今は「導入を検討する」という表現になっていますけれども、導入予定は来年度からを予定している訳ですか？

猪股館長：

令和2年度からできればと思っております。

委員：

公欠制度の事例（6例）がありますが、これはランダムに挙げているのではないと思いますが、⑤「裁判の証人、裁判員等の公務協力」は2番目くらいに引き上げた方が順序として良いのではないかと思います。公的な理由から段々私的な理由に持っていく方が良いのかなと。私も他の大学の公欠制度をホームページで見るとしたら、やはりそのような順序になっております。それで、⑥「その他やむを得ない事情（地震・風水害の被災など、やむを得ない事情であると館長が認めたもの）」は、言葉尻を捕えるものではありませんが、カッコの中でまた「その他やむを得ない事情」がありますので、カッコの中は「地震・風水害の被災など、館長が認めたもの」くらいで文言の整理をするのが良いかと思います。

公欠制度はそのようなことで是非進めていただきたいと思います。

有料公開聴講制度はこれで良いのではないかと思います。

また、市民カレッジ関係で、一、二つ意見があります。

制度改正ということではなく運用上の問題になるのかもしれませんが、カレッジ4年間で1・2年生がであい課程で3・4年制が専攻課程ですが、1年生から2年生に進級するときに、是非、クラス替えを導入していただきたい。その理由は、「であい」ということでできるだけ多くの仲間と出会える、あるいは知り合いになれるということです。今のままですと、1組・2組のまま進級しますから、ある意味固まってしまうんです。それが一部弊害になりまして、例えば2年生では「私たちのまちづくり」で大きなテーマでまちづくりに向かっていく訳ですが、クラスでややもすると固まってしまう。1組と2組がグルーピングしてテーマごとにまとまっていく訳ですが、そういう所に引きずってしまうので、できればクラス替えをやっていただくとより多くの仲間と知り合えますし、良い意味の効果が生まれてくるのではないかと思います。

もう一つは、まちづくりで今お話しましたが、1月14日の「まちづくり実践報告会」で総長の西田市長がいらして、「是非、いろいろな市政への提言を大歓迎する」という意味合いのこともおっしゃっていた訳ですが、なんと「私たちのまちづくり」ということで配される文書では、開設趣旨で「行政などへの提言をすることが趣旨ではない」と書かれているのです。そういうものは見直していただければと思います。

市民カレッジには運営委員会が無く、それでも社会教育指導員さん方はある程度クラス

の代表などを交えて話し合いをしていますから少しは意見を取り入れていただいた訳ですが、社会がどんどん変わっていますから、それに応じて市民カレッジも少しずつ改革・改正すべきことも必要だと思います。若干細かい話もお話しましたが、この場で発言させていただきました。よろしくお願いします。

委員長：

ありがとうございました。他にご質問はございませんか。

委員：

有料公開聴講講座について、1講座500円という金額は特に問題無いですが、「1講座」とは具体的に、どこを1講座とするのですか。

猪股館長：

例えば、令和元年度の3年歴史コースカリキュラムでは7月19日午前の「佐倉の歴史的建築物」や9月13日午前の「佐倉城下町の祭礼文化について」といった、いわゆる講義形式の座学を1コマ（1講座）とお考えいただければと思います。これを500円で参加していただくことを考えています。散策や参加型事業については聴講制度を適用しません。現状でもカレッジ生向けの聴講も、基本的には座学にあたるものしか対象としておりませんので、有料になってもその方向性で行こうと考えております。以上です。

委員：

分かりやすく言うと、1コマ500円ですね。

猪股館長：

はい。

委員：

今の公欠制度は、市民カレッジの学則の改正も伴いますか。学則の13条で欠席届の規定があります。そして、最後の19条で「この学則に定めるもののほか、必要な事項は総長が別に定める。」とあります。ですから、公欠の届出の様式を作るでしょうから、これは後で検討していただいても結構です。

猪股館長：

学則もちろん変更いたしますので、次回の公運審でまた皆様に学則の（案）を見ていただきまして、その上で事務を進めたいと思っております。以上です。

委員：

公欠制度について、学校の方で似たようなことをしているので、細かいことで大変恐縮ですがインフルエンザや中国からの肺炎などいろいろ感染症の種類があると思います。学校では3つくらいに種類が分かれていますので、そういうものがあっても良いかと思えます。

それから、診断書は非常に高価になるのではないかと思います。佐倉市の学校では今年度から方式が変わりました。今までは学校から書類を出して医師に印鑑をもらう方式でしたが、今年度からは、インフルエンザに罹患した場合は発熱後5日を経過したり平熱後2日を経過するというものは、保護者の申告という形ですることになりました。「診断書」と

ということが引っ掛かったので、申し上げました。

委員：

細かいことですが、通常、欠席届の場合は原則として事前に届け出るようになっていますが、公欠の場合は提出期限が「欠席後1週間以内」だとか、予め分かる場合もありますけれども。

あと、大学の場合は、大学が認める行事で、大学の一この場合は市民カレッジ学生代表として何かの大会に参加するような場合なども想定されるかと思います。そういうことも考えてもいいのではと思います。

提出期限については、事後の場合もあり得るのでは？と思います。

委員長：

ありがとうございました。今、いろいろと委員の方から要望・意見が出ましたけれども、それをふまえた形で公欠制度をきちんと決めていただければと思います。

そして私から一つ質問です。前にも言ったと思いますが、市民カレッジは4年制ですよね。それで、こうほう佐倉やポスターで募集をするときに、入学対象者が「佐倉市に在住する40歳以上で、4年間継続して通学できる」と掲示されると思います。また、「積極的に自主学習ができる人」、そして「卒業後は地域活動に積極的に参加できる人」と続きます。これらは良いかと思いますが、最初の「40歳以上で4年間継続して通学できる人」というのは、非常にきついのではと思います。例えば前年度の入学平均年齢が69.3歳です。そうしますと、今は定年が65歳で、さらに70歳近くまで勤務できる状態になっている会社も多いと思います。その70歳前後になってから4年間継続して通学ということはきついのではないかと、そこで躊躇するのではないかと思うんです。前に市民カレッジの評価をしたときに私も書き、似たようなことを評価に書かれた委員の方もいらっしゃいますが、2年生のであい課程修了時に修了証書を1回あげて、さらに進学したい方は計4年間学習していただければ良いかと思います。だから、そういう形で区切りをつけておけば、2年間だけでも行ってみようかという方も増えるのではないかと気がします。その辺りはいかがでしょうか。今回の制度改正にそれは載っていないので、どうかと思ひまして。

猪股館長：

今、委員長がおっしゃったことは、平均年齢も上がっていきなり4年間通学するというのはハードルが高いのではないかと、2年次で前期課程修了のような形で承認しても良いのではないかとことだと思ひます。それについては前回の公運審でもお話しましたが、であい課程を修了した時点で修了証を発行する事務をこちらで進めております。実際、修了証のデザインも作成中ですので、そちらは実現できる見込みです。

かつては高齢者短期大学から平成4年度に市民カレッジに移行しましたが、その時点でであい課程修了証を出していたようです。しかし、ほぼ全員が3・4年生に進級するのでもう不要だろうということで廃止になったと聞いております。ただ、昨今また情勢が変わっておりますので、2年生修了という境目で修了証を出す方向で調整しております。以上です。

委員長：

それは令和2年度から可能ですか。

猪股館長：

はい。修了証の案を次回の公運審でお見せできると思います。今年度は厳しいですが、次年度から行う予定です。

委員長：

ありがとうございました。

委員：

市民カレッジ関連ということで、もう一点お話ししたいと思います。

学生の募集が先着順になったことが一つの効果があったということで大変評価をしておりますが、募集の時期が遅いのではないかと思います。一般の学校では今、入試の時期ですよ。ところが、市民カレッジは確か新年度に入ってから募集ですよ。先ほどの慶田委員長のお話で、年をとってから4年制大学に入る。かつては入れるかどうか分からないので、予定が立たない訳ですよ、だから応募しない。それが先着順になったので、だいぶ先が見えますから、早い時期にきちんと申し込みに行けば確実に入学できるようになりました。応募者の方で見込みが立つというようになってきたと思います。

ただ、来年度からは無理だと思いますが、募集時期の前倒しを一つの課題として検討されてはいかかかという感じはします。これは予算成立には関係ないと思いますが。

猪股館長：

ご意見ありがとうございます。募集につきましては4月の当初から行っているところで、令和2年度もその予定であります。というのも、一般の学校と違わせて学校教育法に基づく事業ではございません。公民館事業ですので、基本的には募集は予算成立後の4月からと設定させていただいています。

ただし、周知に関しましては、当館ではもう掲示物を出しております。広報等も、予算は決定していない時期ですが、何とか認めていただきまして、市の広報紙の3月1日号に掲載しております。昨年度も従来より早い時期に周知を始めておりますので、同様に早めの広範な周知を行っていこうと思います。

先ほども申し上げましたが、抽選が必要な頃は、図書館・公民館・出張所くらいにしかポスター・チラシは置いていなかったんですが、昨年同様、より広範な広報活動を行い、SNSも始めておりますので、Twitter・Facebookも駆使して皆様に周知していく予定でございます。身近な方で是非、興味がおありの方がいましたら、お薦めいただければ幸いです。以上です。

委員長：

ありがとうございました。

質問がなければ、佐倉市民カレッジの制度改正については以上といたします。

本日の議事2つはこれにて終了いたしました。

4 その他

(1) 佐倉市民カレッジ事業評価について

中央公民館 室岡主査：

中央公民館の室岡です。

それでは、佐倉市民カレッジの評価について、ご説明させていただきます。

資料は「四年制高齢者大学校「佐倉市民カレッジ」」、「佐倉市民カレッジ 令和元年度カ

リキュラム」、「令和元年度 佐倉市公民館事業評価 公民館運営審議会 所見記入シート 佐倉市民カレッジ」です。それでは説明をさせていただきます。

佐倉市民カレッジの評価についてでございますが、こちらは平成27年度より市民カレッジ運営委員会から公民館運営審議会に移りまして、委員の皆様へ評価をいただいております。毎年度の市民カレッジ事業を評価していただき、今後の事業運営に活かしていこうというものでございます。

なお、先ほどの議事の方で、中央公民館長から事業概要や制度の改正について説明がございましたので、私からは評価の方法についてご説明をさせていただきます。

評価の方法は、「四年制高齢者大学校 佐倉市民カレッジ」、「令和元年度佐倉市民カレッジカリキュラム」などを参考に、「所見記入シート」をご記入いただくことになります。

「所見記入シート」をご覧くださいと思います。裏面に記入例がございます。

総合評価の欄にA～Eの5段階で評価を記入していただきます。その下の欄に、総合評価についての付帯意見や、改善点などの皆様の所見をご記入いただくことになります。昨年度も実施いただいておりますけれども、ご記入いただきましたら、恐れ入りますが2月14日までに中央公民館にご提出いただければと思います。

提出方法につきましては、Eメールでのご提出をお願いできればと思いますが、用紙での提出をご希望の方は、返信用封筒をお渡ししますので、お手元の評価シートにご記入いただき、返信用封筒でお返しいただければと思います。

その他の委員の方につきましては、Eメールでワードの様式をお送りいたしますので、ご記入いただきましたら中央公民館にご返送いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に昨年度の評価結果につきましてご説明をいたします。

昨年度の評価では、「2年制」や、先ほど議題にありました「聴講制度」など、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただいております。

この2つにつきましては、現在、実施に向け検討を進めております。

いただいたご意見の全てではありませんが、少しずつ事業の改善に取り組んでおりますので、今年度の評価につきましても、また忌憚のないご意見をいただきたく、どうぞよろしく願いいたします。説明は以上です。

(2) 令和元年度公民館事業評価について

室岡主査：

中央公民館の室岡です。

令和元年度公民館事業評価につきまして、ご説明いたします。

資料「公民館事業評価について」をご覧くださいと思います。まず「1 事業評価を行う目的」ですが、社会教育法第32条に「公民館は当該公民館の運営状況について評価を行うと共に、その結果に基づき公民館の運営改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。社会教育施設としての公民館の持つ機能を十分に発揮できるようにするために、事業評価を行うものです。

次に「2 佐倉市公民館における事業評価」ですが、重点目標については、こちらに書かれた3点になります。こちらは実績数値や事業担当者の主観だけによる評価ではなく、市民をはじめ、財政担当課、他部局職員にも十分理解され得る評価を示していくとしております。

「3 評価方法」につきましては、事業担当者の評価、館長による評価、公民館運営審議会委員による評価と、3者による評価になっております。

次の2、3頁が担当者の評価シートになります。事業担当者が記入し、館長に提出します。

次の4頁が館長の評価シートです。担当者の評価シートを受け、館長が記入します。館長が記入した評価シートに5頁の事業評価会資料をつけ公民館運営審議会委員の皆様にお配りいたします。

そして最後の6頁が公民館運営審議会委員の所見記入シートです。

委員の皆様には、館長の評価シートや事業評価会の説明を聞いて、この評価シートを記入していただくこととなります。

次回2月の事業評価会におきましては、各公民館長と担当者から、家庭教育、青少年教育、成人教育、団体育成の4つのジャンルの事業の説明と事例発表がございます。先ほどの市民カレッジの評価と同様に、それらについてAからEの総合評価と所見をご記入いただき、提出していただくこととなります。

最後に評価の結果についてですが、評価の結果は、まとめ次第、ホームページで公表をさせていただきます。その際に委員さんのお名前は公表いたしません。

また、事業評価でいただいたご意見につきましては、全ての意見を取り上げられません。第1回の公民館運営審議会などで検討し、今後の公民館事業の改善に努めてまいります。

事業評価の説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

委員長：

ありがとうございました。只今の説明について、何かご質問はございませんか。

この「佐倉市公民館事業評価発表一覧表」を以前、いただいていますね。これは変わらないですか。例えば中央公民館ならば団体育成の「さくらっ古」「佐倉こどもかるた子都手留会」「影絵塾」、和田公民館は成人教育の「手芸教室」、弥富公民館は「プログラミング教室」、根郷公民館は「春のハーブ 寄せ植え体験教室」、志津公民館は「お母さんと遊ぼう ぽっちゃんのお家にいこう」、臼井公民館が「おもしろ科学実験教室」。

これについては次回に各公民館の担当の方から説明をいただくという形になると思います。内容的には今言った形に変更は無いということですか。

室岡主査：

今、各館の担当の方で準備を進めている所ですが、おそらくどの館も5月の会議で提出した事業の内容の予定でございます。

もう一点、今回の事業評価につきましては、次回の公民館運営審議会では事業評価を行いますので、そのために今回事前に、皆様に事業評価についてご説明をさせていただきます。次回の事業評価会が終わりましたら、公民館運営審議会委員用の所見評価シートを6館・4ジャンルについてご記入いただき提出いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

(3) 和田公民館屋内アスベスト疑念における見解について

社会教育課 高橋課長：

社会教育課で課長を務めております高橋慎一と申します。

お時間をいただきまして、和田公民館屋内アスベスト疑念における見解について、ご説明申し上げます。

資料「和田公民館屋内アスベスト疑念における見解について」を、ご覧ください。

1 番、教育委員会と和田公民館の共通認識は、ご覧のとおりです。また、2 番の和田公民館長の見解も、ご覧のとおりです。

3 番、アスベスト調査の経緯ですが、平成 17 年度に和田公民館を含む市内公共施設を一斉調査したところです。

かいつまんだ和田公民館のみの調査結果は、ご覧のとおりで、「無い」という調査結果でした。

資料を 1 枚めくっていただき、どのように調査を行ったか、説明申し上げます。3 頁上の方、四角で囲まれた「公共施設のアスベスト含有分析調査結果」をご覧ください。

平成 17 年 9 月 2 日が吹付剤の調査、9 月 21 日が対象施設の選定、棟数追加をし、10 月 20 日が調査の実施となります。

次頁の最初に、検体採取の状況が写真で出ています。11 月 4 日の速報の後、平成 18 年 1 月 5 日に最終結果報告がまとまりました。こちらのファイルにつきましては、資料の 6 頁になります。

和田公民館は、下の方で四角に囲ってありまして、クリソタイルが 11% 検出されています。が、下の線にあるとおり、再度の分析で、アスベストがないことを確認しております。加えて、詳細な結果報告では、同じ結晶構造を持つ類似物質と、調査会社が推察しております。

資料の最初の 1 頁に戻りまして、4 番の東金労基署の見解、それから千葉労働局の見解があり、佐倉市としても、平成 17 年度及び平成 20 年度の調査は、適正な機関が適正な調査を行っており、有効である。と捉えております。

今後、工事等を行う場合を含め、法令に従い、適切に対応してまいります。以上でございます。

委員長：

ありがとうございました。只今の説明について、質問などはありませんか。

いただいた資料を見ますと、その流れが良く分かると私は思います。よろしいですか。

質問が無ければ、「4. その他」についての説明を終了いたします。

委員：

質問してよろしいでしょうか。

1 月 10 日に、第 2 回公民館運営審議会（10 月 29 日開催）の会議録をいただきましたが、これは会議録として残る訳ですよね。これを読みましてところ意味不明の点がありますので、これについて内容を後から読み直して、もし意見があればそれを取り入れる時間をいただきたいと思います。

例えば、「小学校は全て発電機はありますか」という私の問いに対して、平野委員から「発電機は防災倉庫の中に入っていると思いますが、そんなに力は無いと思います。水は防災井戸から引くので、その井戸のポンプを動かすくらいでしょう」。以上のことは、私の質問に対して答えになっていない訳です。その当時の質疑について、そのままこれは網羅したと思っているんですけども、この内容を改めて吟味する必要があるのではということですよ。

猪股館長が言われていた「避難所に指定された全ての学校の防災倉庫に発電機はあります」についても、それでは指定されていない所に発電機は？という疑問が生じます。そういう点で、この議事録について、また後から見直す必要があるのではということです。これをそのまま市の書類である会議録として書かれることはちょっと疑問です。その点はいかがでしょう。

猪股館長：

今、そこでI Cレコーダーが回っておりますが、その音声のとおり文字に置き換えております。

委員：

その内容について、その音声のとおりですが後から疑問点が起きた場合は、それについて検討する必要があるのではと私は申し上げます。いかがですか。音声のままで議事録として通してよいのか、何かそこに見落とししている点があるのではないかということです。これを読んでいただくと、日本語としては質問に対する答えがされていないという疑問が生じた訳です。

委員長：

質問そのものは非常に大切ですが、もし、事前に質問があれば、前もって言っていただければありがたいですね。そうしたら、書面などで予め事務局に提出していただくことが、私は必要だろうと思うんですけどね。いかがですか。

委員：

この資料は皆さんにも配布されていますか？ されていなければ、その内容がそのまま通る訳ですね。それはいかがなものか。

猪股館長：

それはまだ署名人（安保委員、佐藤委員）にしか配布しておりません。他の委員のお手元には届いておりません。

委員長：

もし、今までの点で何かご質問がありましたら、書面でもって事務局の方に提出していただければ、またそれについての見解が委員会の中であろうかと思えます。そういう形にさせていただく方がスムーズに行くのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

副委員長：

私も昨年度に議事録署名人のときに、音声全て文字起こししているのに「文面としてここは通らないのではないかと」ということがあり、そのことは事務局に申し上げて修正いただいたことがあります。それは皆さんにはお伝えしていない訳ですが。ただ、それが事実としてどうなのか、おっしゃったことが違うのではないかとすると、またこれは違うと思えます。

委員：

問題は、議事録のあり方と、議論した内容の確認の大きく2つに分かれると思えます。

議事録のあり方については、私も議事録の署名人のときに一字一句漏らさずに書かれていますと思いました。私が経験した他の佐倉市の審議会では（会議録は）要点を整理している形です。どちらが良いのかは事務局に委ねますので、間もなく令和元年度が終わって2年度になりますから、そこはちょっと立ち止まって検討していただきたいです。

それから、佐藤委員がおっしゃった、会議録の内容については、疑問が生ずれば、先ほ

ど委員長がおっしゃったように事前に事務局に課題として取り上げて、事実はどうなのかということで確認すれば済む問題ではないか、と思います。以上です。

委員長：

ありがとうございました。

委員：

ただ、私が申し上げたことについて、担当者が回答するということもあり得る訳ですね。その場合に、それは審議会においてまた何か、あるいはメモみたいなもので審議会ではまた確認されることはありますか。

委員長：

それは先ほど言いましたように、疑問点・質問があれば、書面でもって予め事務局の方に提出していただいて、その必要性を事務局で検討すると思うんですが、委員の皆様の説明の方が良いことであれば、審議会の中で当然説明はあるはずですよ。そういう形にしていただければありがたいと思います。それでよろしいですか。

委員：

はい、分かりました。

委員長：

それでは、これにて本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。